

第 1 章

基 本 構 想

第1章 基本構想

1 計画策定の背景・目的

消防が対応する災害は、江戸時代から続く「まち火消し消防」の役割に加え、大規模な地震や風水害などの自然災害、原子力災害、国際情勢の変化に伴うテロ災害や武力攻撃事態などの特殊な災害までに及び、新たな事象に対応するための体制整備が強く求められています。

また、近年の災害に目を向けると、熊本県で発生した「平成28年熊本地震」、北海道周辺で発生した「平成30年北海道胆振東部地震」、西日本を中心に広範囲に被害を及ぼした「平成30年7月豪雨」、東日本で猛威を振るった「令和元年東日本台風（台風19号）」などの大規模な災害が頻発し、多くの尊い人命と、かけがえのない財産を失ってきました。

松江市においても「昭和47年7月豪雨」、「平成18年7月豪雨」、「平成23年・30年豪雪」など、過去、幾度にわたり被災し、昨年、令和3年4月には島根町加賀の住宅密集地で火災が発生し、折からの強風により32棟を焼損するという近年まれにみる大規模な火災を経験しました。また、同年7月、8月の豪雨災害では、線状降水帯の停滞により激しい雨が降り続き、河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等が多数発生したことも記憶に新しいところです。

このように本市をはじめとし全国各地で様々な災害が発生していることから、防災や減災に対する市民の関心は高まっており、今後、発生する大規模地震や風水害などの自然災害、更には、国際的な各種イベント開催に向けたテロ災害などへの備えが急務となっています。また、人口減少や高齢化が進む中で、地域コミュニティーなどによるきめ細やかな災害時要援護者支援も必要であるため、自主防災組織などの多様な主体の参画による「連携した地域のサポート体制の整備」も求められています。

こうした中で本市は、平成30年に中核市の仲間入りを果たし、当消防本部も中核市消防本部とし新たなスタートを切りました。また、従前から進めてきた旧消防力整備実施計画に基づく署所の再編整備は、令和3年の北部分署の完成をもって計画は完遂し、消防組織の礎を築く大きな節目を迎えました。

本計画は、これら時代の趨勢と要請を踏まえ、この松江市が、今後も「安全に安心して生活できるまち」であり続けるため、火災、救急、救助、予防の体制強化や、大規模地震、自然災害に対する減災に向けた取り組みなど、今後の当消防本部の「目指すべき姿」をここに明らかにするための基幹計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「松江市総合計画」の基本目標である、安心して暮らすことができる「どだいつくり」の実現を目指し、その基盤となる本市の消防力を総合的に整備するための指針として策定します。

その位置付けは次の通りです。

- ・消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号に基づく「市町村消防計画」より必要な要素を計画化します。
- ・「松江市総合計画」の分野別計画とします。
- ・「松江市国土強靱化地域計画」に基づく国土強靱化に関する計画とします。
- ・「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」を尊重します。



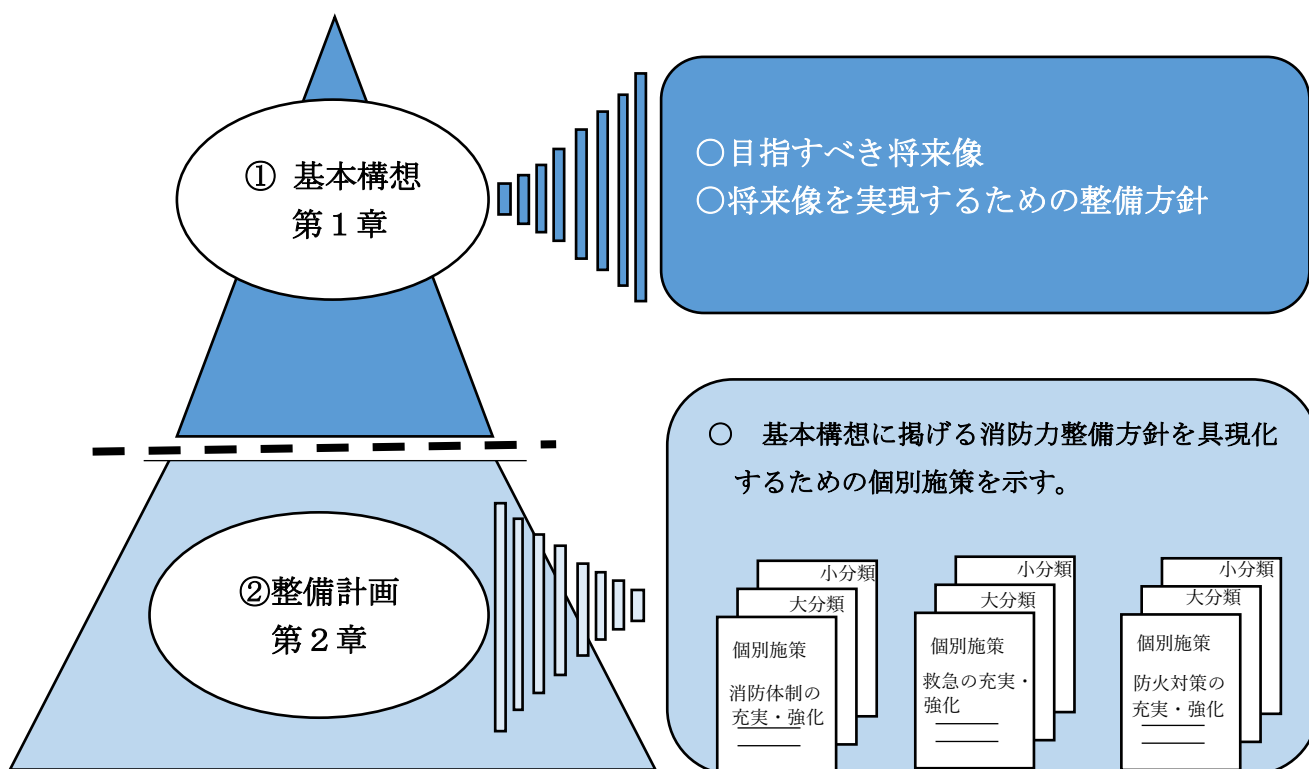
3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「整備計画」の2段階の構成とします。

1層目の基本構想では、今後、当消防本部が目指すべき将来像やそれを実現するための整備方針を示します。

2層目の整備計画では、基本構想を実現させるために必要な各分野における具体的な個別施策について示します。

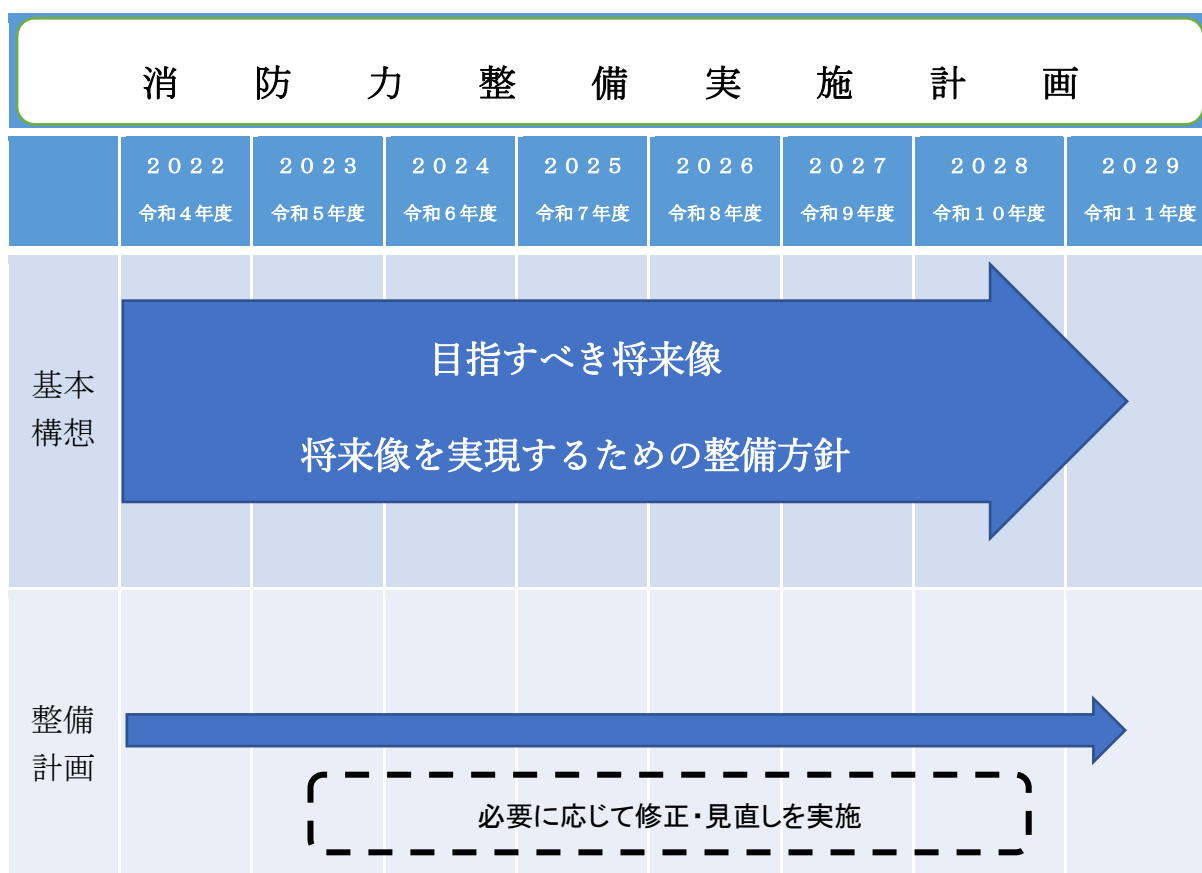
【計画の構成図】



4 計画期間

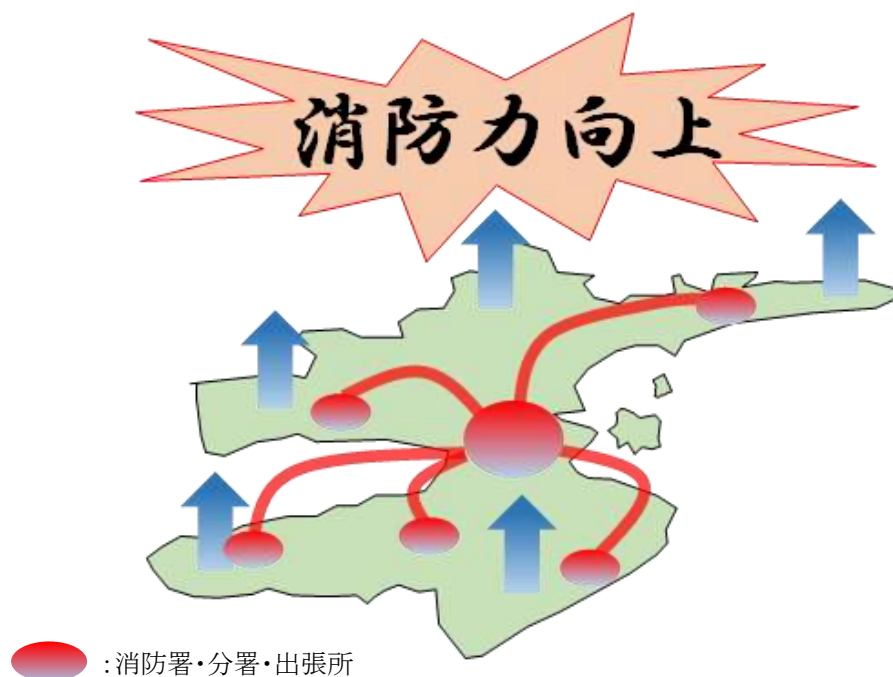
本整備計画の期間は、松江市総合計画に併せて令和4年度から令和11年度までの8年間とし、令和6年度に見直しを行います。

また、本整備計画は、人口、道路状況、建築物の状況、災害発生状況等のデータを分析したうえで策定していることから、逐次当該データの検証を行い、必要に応じて修正等を行うこととし、社会状況の変化などにより見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても計画を適宜、見直すこととします。



5 基本理念

「松江を守る」～消防力の更なる向上を目指す～



※市内に整備した各消防署所が連携し、市域全域の消防力の向上を図る

私たち消防は、松江のまちや人々を、地震や風水害などの自然災害をはじめとする各種災害の脅威から守ります。また、次世代へこの豊かな松江市を紡いで行くため、松江を守る消防機関としての責務を全うします。

そのために、統廃合により市域に再編整備した各署所を「消防防災拠点」(※2)と位置づけ、各拠点に配備する人員、車両、資機材などの消防資源を効果的に最大限活用し、各消防防災拠点のより一層の強化を図ります。また、各地域において消防防災の中核を担う消防団との連携強化も図っていきます。

これにより市域全体の消防力の更なる強化を図り、全ての人々が安全に安心して生活できる環境を作り、「松江」を守ります。

※2 消防防災拠点とは、署所の再編整備後の北消防署、南消防署、北部分署、東部分署、南部分署、西部分署、湖南出張所のことをいう。

6 消防力強化の重点事項

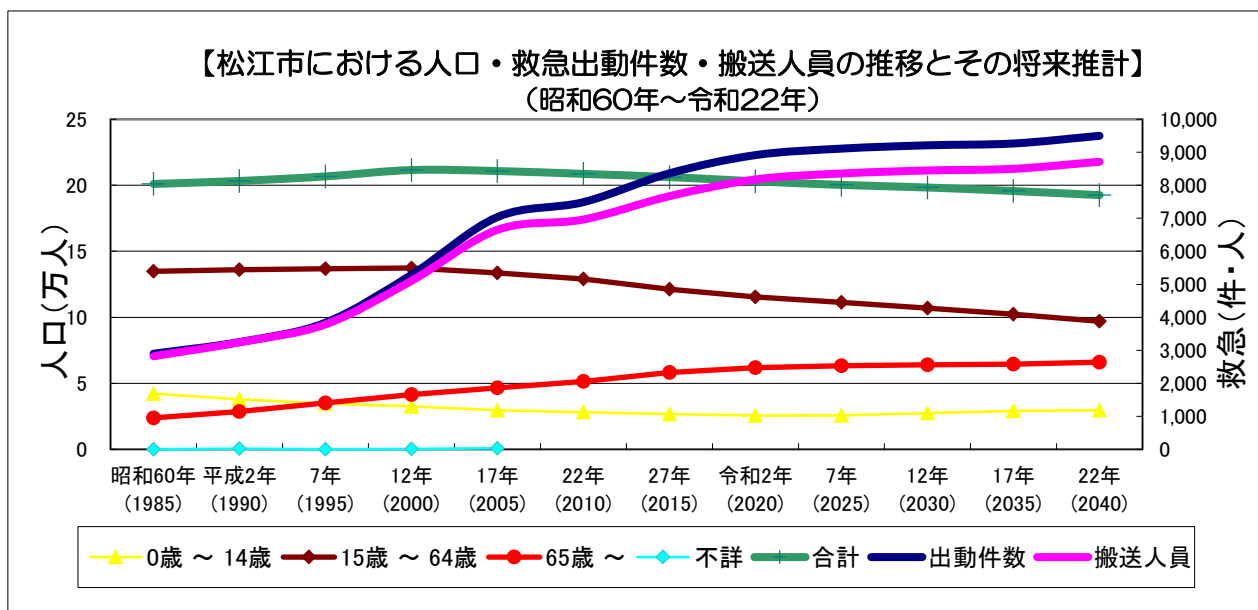
松江市は、人、自然、歴史、景観など様々な魅力を有しています。消防は、今後も、これら他都市にはない唯一無二の貴重な財産を災害から守っていかねばなりません。次に、私たち消防が、この魅力ある松江を守っていく上において力を入れていくべき重点事項について示します。

(1) 市民を守る

消防の使命は、松江市民の生命と身体及び財産を各種災害から守ることであり、その目的を達成するためには、消防業務全般において様々な取り組みを行っていく必要があります。

その中でも特に、全ての消防の出動や出向件数の約7割弱が救急に係る活動で占めており、総務省消防庁の推計によっても、進展する高齢化のために救急出動件数は2035年までは増加傾向にあるとされていることから、今後も救急需要の増加が見込まれています。

本市においても人口減少・高齢化の問題は同様で、救急搬送需要の将来予測についても増加傾向にあると見込んでいることから、今後も増加する救急需要に対する体制整備を図り、市民を守る必要があります。



(2) 大規模災害から守る

近年、自然災害が頻発し大規模化する傾向がみられます。大規模災害といえば、南海トラフ地震や首都直下型地震が、向こう30年以内に70%～80%という非常に高い確率で発生すると予測され、松江市においても、鳥取県沖合断層や宍道断層の地震被害の可能性が指摘されており、発災した場合

には、2,000人を超える人的被害が予測(※3)されています。

また、近年の異常気象に関しては、猛烈な雨がここ30年で1.7倍に増加し、地球温暖化の影響もあり非常に強い熱帯低気圧の数も増加傾向にあります。

このように、松江市においても切迫する巨大地震災害や激甚化する気象災害に、いつ見舞われてもおかしくない状況であり、これらに対応していくためにも、指揮体制をはじめとする消防体制の強化を図り、大規模災害から松江を守る必要があります。

(3) 松江固有の財産を守る

松江市は、沖積平野の上に市街地が栄えた山陰最大の都市であり、産業と交通の要衝の地です。また、中心部には、宍道湖や中海、大橋川などの多くの水面が存在し、その外縁部には日本海や北部の北山山地や南部の山並みといった、広大で豊かな自然環境に恵まれた地域でもあります。

一方で、歴史と伝統のまちでもある松江市は、古代から近世にかけて発展を遂げ、現在の松江の基礎を築いてきました。その過程で歴史的遺産や文化が造形され、国宝松江城をはじめとする歴史的資源を数多く有しています。

このように豊かな自然と中心的都市としての役割や機能、また、かけがえない歴史的町並みや文化財などを後世に引き継ぐためにも、火災をはじめとする各種災害から、松江固有の財産を守っていく必要があります。

※3 松江市地域防災計画(震災対策編)より

7 消防力整備方針

社会環境の変化や気候変動などにより消防機関に求められる活動の変化や拡大が想定されるなか、限られた人員、車両、資機材などの消防資源を効率的に活用し、最大限の効果を挙げていかなければなりません。今後も、時代の変化や市民の消防に対する需要の推移について把握分析しつつ、「松江を守る」という基本理念の実現のために必要となる、消防力整備方針を以下に示します。

(1) 消防防災拠点の機能強化

市町村は、その管轄区域における消防事務を十分に果たすべき責任を有しており、市町村の消防に必要な人員、施設などの消防力については、当該市町村における市街地の人口、中高層建物の状況、道路整備の状況等を考慮し、当該市町村が決定整備すべきものです。

松江市においても同様で、松江市の消防として、松江市の都市構造や防災上の特性を十分に分析し、また、移り行く時代の趨勢も踏まえ「松江を守る」ために必要となる災害対応力の強化を、より一層図っていく必要があります。

従って、各消防防災拠点を大きく2つの役割に分類し「基幹消防防災拠点」と「地域消防防災拠点」にします。そして、各拠点が立地する地域の気象条件や地勢等の特性上、必要となる機能（災害対応能力）をそれぞれ付与し強化することで、更なる消防業務の高度化と専門化を推進していきます。

ア 基幹消防防災拠点

基幹消防防災拠点とは、北消防署、南消防署のことであり、松江市全域を管轄する中枢的な消防防災拠点のことをいいます。総合統括的な機能を有し、災害発生時には、指揮能力を発揮し、他の消防防災拠点と連携協力し災害の鎮静化を図るといふ、災害対応上において要となる消防防災拠点です。

署 所	付与強化する機能
北消防署	総合指揮、統括機能 火災、救助、救急はもとより、自然災害や大規模災害発生時に出動する消防隊、救助隊、救急隊の消防力を最大限に発揮するための現場総合指揮、現場統括機能を強化します。

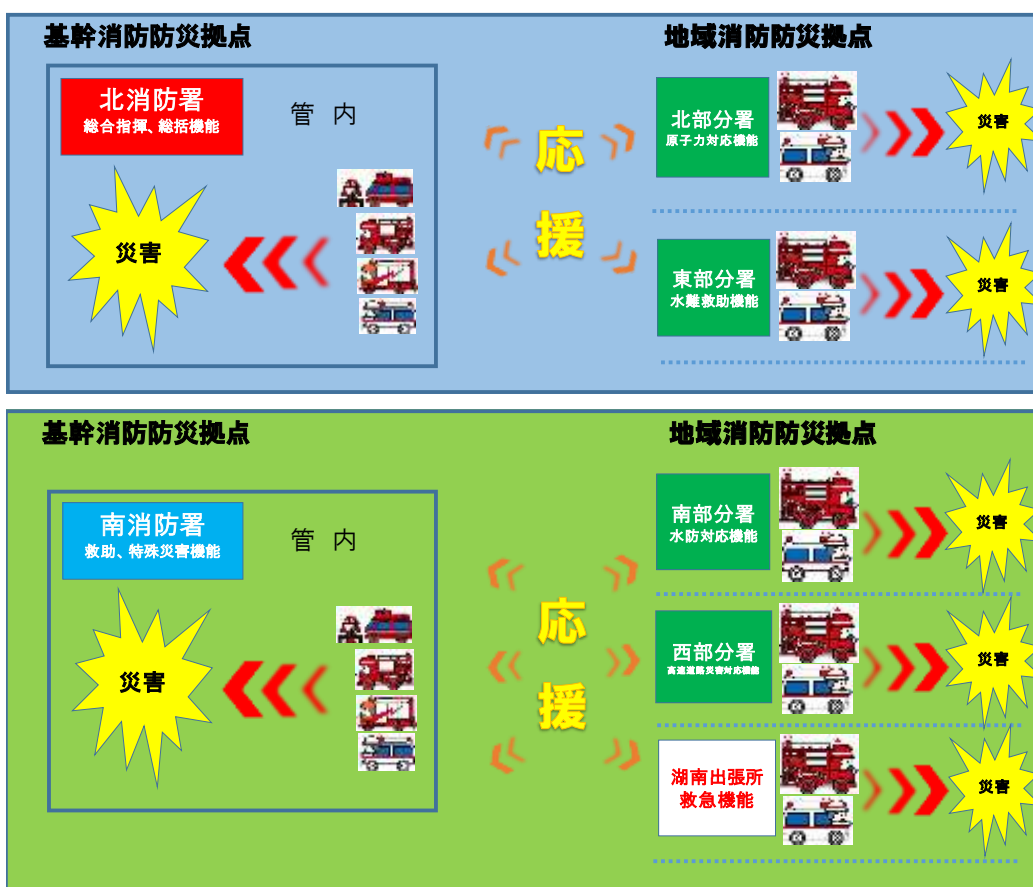
署 所	付与強化する機能
南消防署	救助、特殊災害機能 火災、交通事故、複雑多様化する特殊災害に的確に対応するため、救助、特殊災害対応機能を強化します。

イ 地域消防防災拠点

地域消防防災拠点とは、各分署や出張所のことであり、市街地周辺部の災害対応にあたる消防防災拠点のことをいいます。地域消防防災拠点が立地する、各地域の特性に併せた機能を付与・強化し、災害発生時の初動対応にあたり、基幹消防防災拠点と連携協力することで災害の拡大防止を図ります。

署 所	付与強化する機能
北部分署	原子力対応機能 島根原子力発電所との合同訓練等の連携・協力をおし、火災予防に努めます。また、原子力発電所内での災害時に、施設の特異性を踏まえた的確な情報収集を行い、安全・確実に消防活動を行えるよう原子力対応機能を強化します。
東部分署	水難救助機能 海上及び管轄水域で発生した水難事故などから市民を守るために、水難救助機能を強化します。また、第八管区海上保安本部などの関係機関と連携し、水難救助対応力の更なる充実強化を図ります。
南部分署	水防対応機能 大雨による浸水被害や河川などの氾濫危険時による水害から市民を守るため、水防対応機能を強化します。
西部分署	高速道路災害対応機能 高速道路上での交通事故や車両火災などから市民を守るために、高速道路災害対応機能を強化します。山陰自動車道や中国横断自動車道尾道・松江線上で発生した各種災害に対し、近隣消防本部と連携して活動する体制整備についても強化します。

署 所	付与強化する機能
湖南出張所	救急機能 救急隊員を教育する施設として医療機関との連携を図り、救急研修の充実強化を図ります。安心して暮らせる環境づくりのため、市民協働による応急救護体制を強化します。



消防防災拠点の機能強化

(2) 地域防災の緊急時初動対応能力を強化

消防の任務は、市民の生命、身体、財産を守ることですが、昨今、市民の行政に対する需要は多岐にわたっており、今後は、今までの枠にとらわれない新たな行政サービスを市民に提供していく時代となってきています。

そこで、近年の異常気象に起因する突風などが引き起こす建物外壁の倒壊や飛散の危険性、河川への油流失による環境破壊、道路への土砂流出などの交通障害など、市民生活に重大な影響を与える可能性がある事象で、緊急応急的な対応が必要な場合に、消防が有する「機動力」と「常時対応可能な体制」であることの強みを活かし、主管となる部署が対応にあたるまでの発災初動時において危険排除を中心とした活動を行います。

このように、地域防災の緊急時における初動対応を消防が担い強化していくことで、市民生活の安全をより一層確保します。

(3) 火災・救急・救助・予防体制の強化

火と人との関わりは、歴史的には少なくとも50万年前にさかのぼると言われています。暮らしの中における火は大変重宝され、太古の時代から、その危険性についても認識があったものと思われます。形は異なるものの、火災へ対応し、人の命を守り、その予防に取り組む行動は、人類が火を認知した時から続いてきたことが想像できます。

このように、火の取り扱いや人の命を守る行為は古くから行われ、今や、基礎自治体である市町村の最も重要な任務の一つとなっています。また、これら従来の消防業務にとどまらず、自然災害やテロ災害等の新たな事象への対応なども必要となっています。

私たち消防が、これら市民の多くの期待に今後も応えていくためにも、今一度、消防の根源的な業務といえる火災・救急・救助・予防業務に軸足を置き、不断の業務改善と改革を実施することで消防の揺るぎない体制を確立し、本計画で示す新時代の消防体制の実現を図り、消防の責務を確実に果たしていきます。